

電子契約に関する Q&A

【電子契約サービスの利用について】

Q 利用できる電子契約サービス名は何ですか。

A GMO グローバルサイン・ホールディングス株式会社の「電子印鑑 GMO サイン」です。

Q 電子契約を希望する場合はどうすればいいですか。

A 対象案件は入札公告等に当該契約を電子契約の対象とする旨が記載されます。希望される場合は、「電子契約利用申出書」を提出してください。

Q 請書により契約を締結する場合も電子契約にできますか。

A 当面の間、請書については電子契約の対象とはなりません。

Q 電子契約の導入後、日進市との契約は電子契約のみとなりますか。

A 電子契約を希望されない場合は、当面の間、自動的に紙面での契約となります。

Q 電子契約サービスを利用するにあたり、ソフトウェアのインストールなどの準備は必要ですか。

A 不要です。インターネット環境およびメールアドレスがあれば、普段お使いの PC・スマートフォンで利用可能です。

Q 電子契約サービスを利用するにあたり、あらかじめ電子署名などの準備は必要ですか。

A 不要です。

Q 電子契約サービスを利用するにあたり、アカウント登録が必要ですか。

A 不要です。

Q 電子契約サービスを利用するにあたり、費用負担はありますか。

A 費用負担はありません。

【電子契約利用申出書について】

Q

利用するメールアドレスは電子入札システムに登録してあるメールアドレスを使用する必要がありますか。

A

電子入札システムと同じメールアドレスでなくても問題ありません。

Q

使用するメールアドレスは、契約ごとに変更可能ですか。

A

契約案件ごとに「電子契約利用申出書」をご提出いただきますので、変更が可能です。

Q

変更契約時に社名変更などの理由でメールアドレスが変わった場合、問題ありますか。

A

変更契約は新規契約と同様の取扱いになるため、問題ありません。あらためて「電子契約利用申出書」をご提出いただきますので、そちらに記載のメールアドレスを登録します。

Q

アクセスコードとは何ですか。

A

アクセスコードとは、送信先に設定されたメールアドレスの所有者と実際に署名する方が同一であることを確認するために、署名画面で入力を求めるパスワードです。事業者様で任意の6桁の数字を記入してください。

【利用環境について】

Q

スマートフォンでも電子契約の締結は可能ですか。

A

メールの送受信が可能で、推奨環境を満たしたスマートフォンやタブレットであれば、電子契約の締結は可能です。

Q

Adobe Acrobat Reader 以外のアプリケーションで PDF ファイルを開き、電子署名を確認することは可能でしょうか。

A

推奨環境は「Adobe Acrobat Reader」の最新版となります。他のアプリケーションについて動作の保証はしておりません。なお、現状、無料版の Adobe Acrobat Reader で問題なくご確認いただけます。

【電子契約書について】

Q 契約書を紙で印刷した場合、契約書が契約締結済であることを確認する方法はありますか。

A 「電子契約締結証明書」により、署名パネル内に記載されているような署名情報を印刷する事ができます。通常、契約締結日などの確認を行いたい際は原本ファイル（PDF ファイル）を開く必要がありますが、プリントアウトした契約書控えに、当証明書を添付いただく事で PDF ファイルを開くことなく確認いただけます。

Q 電子契約締結後、契約書はどこからダウンロードすればよいですか。

A 双方の署名完了後に電子署名完了のお知らせがメールで届きますので、メール内の「ダウンロード」ボタンからダウンロードしてください。署名済み文書のダウンロード有効期間は 14 日間となり、有効期限を過ぎた場合はダウンロード先の URL へアクセスできなくなりますのでご注意ください。

Q 原本の PDF ファイルを複製した場合、契約書として効力がありますか。

A 原本と同一の電子署名とタイムスタンプを有している場合は、原本と同等の効力を有するものとして扱われます。

Q 契約締結前に、契約書の記載内容に誤りを見つけた場合、どうすればよいですか。

A 日進市行政課までご連絡ください。